

事 務 連 絡
平成 2 7 年 4 月 1 3 日

矯 正 管 区	御中
少 年 院 (分 院)	御中
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 担 当 課	御中
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課	御中
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課	御中
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 担 当 課	御中
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を 管 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 学 校 設 置 会 社 主 管 課	御中
各 都 道 府 県 障 害 児 福 祉 主 管 課	御中
各 指 定 都 市 障 害 児 福 祉 主 管 課	御中
各 児 童 相 談 所 設 置 市 障 害 児 福 祉 主 管 課	御中

法 務 省 矯 正 局 少 年 矯 正 課
文 部 科 学 省 初 等 中 等 教 育 局 特 別 支 援 教 育 課
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 障 害 保 健 福 祉 部 障 害 福 祉 課

少年院法の制定による在院する障害児等に対する連携の一層の推進について

平成 2 6 年 6 月 1 1 日に公布された少年院法（平成 2 6 年法律第 5 8 号）により、少年院の長は、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者に対しては、その意向を尊重しつつ、適切な住居その他の宿泊場所を得ること及び当該宿泊場所に帰住することを助けること、医療及び療養を受けることを助けること、修学又は就業を助けることなどの支援を行うことになりました。

また、少年院では、障害のある在院者の割合が増加しており、その円滑な社会復帰のためには、関係機関が連携して支援を強化する必要があると考えます。

つきましては、障害児等支援の充実強化及び再非行防止の観点から、少年院法が施行される本年 6 月 1 日以降、下記のとおり、在院する障害児等に対する支援において、矯正行政、教育行政及び福祉行政の連携に配慮いただけるようお願いします。

併せて、都道府県障害児福祉主管課においては管内市町村に対し、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会においては所管の学校に対し、また、都道府県教育委員会においては域内の市町村教育委員会に対し、都道府県私立学校主管課、附属学校を置く国立大学法人担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社主管課においては所轄の学校に対し周知をお願いします。

なお、障害児支援に係る教育行政と福祉行政の相互連携については、平成24年4月18日付け事務連絡「児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名）により依頼しているところですが、引き続き配慮いただけるようお願いいたします。

記

1 少年院における矯正教育及び社会復帰支援

少年院は、在院者の入院時に、その特性に応じて行うべき矯正教育の目標、内容、実施方法及び期間その他矯正教育の実施に関し必要な事項を定めた個人別矯正教育計画を策定し、これに沿って適切な矯正教育を実施するとともに、円滑な社会復帰に向けた支援を実施します。在院者が障害児等の場合、社会復帰に向けた調整等は、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する職員等が担当します。

2 少年院入院時の連携

障害児が少年院に送致された場合は、地域の学校や福祉機関等において実施されてきた各種支援について、その継続性を確保する観点から、少年院における矯正教育及び社会復帰支援に適切に反映させることが必要と考えられます。具体的には、保護者等の了解を得つつ、個人別矯正教育計画と、障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画や障害児通所支援を提供する事業所や居宅介護等のサービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）で作成する個別支援計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）及び学校で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画（以下「個別の教育支援計画等」という。）との連携を確保することが望ましいと考えられます。よって、障害児相談支援事業所及び障害児通所支援事業所等、学校及び設置者である教育委員会等並びに少年院において綿密な連絡調整が行われるよう、必要な配慮をお願いします。

3 少年院出院時の連携

障害児が少年院から出院する場合においても、矯正教育や社会復帰支援の成果、今後の課題等について、地域における教育、福祉等の関連分野における計画作成及び継続的な支援に適切に反映させることが必要と考えられますので、

個人別矯正教育計画等と障害児支援利用計画等及び個別の教育支援計画等との連携を確保することが望ましいと考えます。そのため、個々のニーズを踏まえ、保護者等の了解を得つつ、個人情報に留意しながら、適切な連携の確保に向け、配慮をお願いします。

4 出院者からの相談を活用した継続的支援に向けた連携

少年院は、少年院法第146条の規定に基づき、出院者又はその保護者等から、交友関係、進路選択その他健全な社会生活を営む上での各般の問題について相談を求められたときは、相談に応じることができるようになりました。少年院出院後の円滑な社会復帰を支援するに当たり、少年院による相談も有効な手段の一つであることから、出院者に少年院を含めた関係機関への相談を促すなどの働き掛けを進めていきます。

障害児については、出院後も障害児相談支援事業所、障害児通所支援事業所等、学校及び少年院における顔の見える連携を継続できるよう配慮をお願いします。

【矯正関係】

法務省矯正局少年矯正課少年院係

(電話) 03-3592-6860

【教育関係】

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課企画調査係

(電話) 03-6734-3193

【福祉関係】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課障害児・発達障害者支援室障害児支援係

(電話) 03-3595-2608